

国の雇用調整助成金の特例措置拡充に伴い

雇用維持助成金の制度を変更します

1 雇用維持助成金の制度を変更します

国の第2次補正予算（6月12日成立）における雇用調整助成金の特例措置の拡大（休業手当の助成額を日額8,330円から15,000円に、解雇等を行わない中小企業者の場合、助成率を9/10から10/10に引き上げ）に伴い、市の制度を「休業手当と国の雇用調整助成金（上限15,000円）の差額を助成」するように変更します。

- ・対象 令和2年4月1日～9月30日（緊急対応期間）の休業等に係る雇用調整助成金の支給を受けた解雇等を行わない中小企業者
- ・助成額 休業手当と国の雇用調整助成金（上限15,000円）の差額
- ・助成上限 1事業者100万円
- ・申請方法 9月下旬から郵送で受け付けます
- ・その他 詳細は、9月下旬にホームページに掲載予定

◆雇用維持助成金助成額の変更点◆

変更後	変更前
休業手当と国の雇用調整助成金（上限15,000円）の差額	休業手当（上限10,000円）と国の雇用調整助成金（上限8,330円）の差額

ポイント 中小企業者が、日額15,000円以上の休業手当を支払う際の負担を軽減し、解雇等をせず雇用を維持できる環境を整備します。

2 雇用維持助成金と雇用調整助成金申請等手数料補助金の対象を拡充します

助成・補助の対象となる中小企業の範囲について、中小企業基本法に規定する中小企業者に限っていましたが、下表のとおり拡充しました。令和2年4月1日～9月30日（緊急対応期間）について適用となります。詳細は、9月下旬にホームページに掲載予定です。

◆助成・補助対象の変更点◆

項目	変更後	変更前
雇用維持助成金	解雇等を行わない雇用調整助成金の支給対象となる中小企業者	解雇等を行わない中小企業基本法に規定する中小企業者
雇用調整助成金申請等手数料補助金	雇用調整助成金の支給対象となる中小企業者	中小企業基本法に規定する中小企業者

ポイント 今回の拡充により、一般社団法人や医療法人等も対象となります。

問合せ先 産業部商工業振興課 課長補佐 高木（電話 51-2427）